２．日本医師会産業保健委員会

北海道医師会直接の活動ではないが、私は北海道ブロックの推薦枠で日本医師会産業保健委員会委員を務めているので、これについても触れたい。委員の任期は他の委員会と同様２年で、直近では、平成30年度～令和元年度の２年間で、８回の委員会が開催された。委員はブロック推薦と会長推薦を合わせて18名であり、他にオブザーバーとして、日本医師会担当役員と厚生労働省労働衛生課、労働者健康安全機構、産業医学振興財団から出席がある。この委員会では会長諮問に対して検討し、答申を提出しているが、上記期間における会長諮問は「産業医の組織化に向けた具体的方策について－産業医のスキルアップと活動支援－」であった。この諮問の背景には、働き方改革関連法案で産業医・産業保健機能の拡大や労働時間に関する制度の見直しがされたことがある。このため、産業医の役割が増大し、また、業務の多様化・高度化が求められ、産業医活動の重要性は増している。このため、各地域で事業者からの要請にしっかりと対応できる産業医の体制づくりが重要であり、上記の諮問が行われた。

この諮問に対して、まず、産業医契約のモデル文書が作成された。この文書を参考にして、産業医活動が正当に評価される契約が事業者と行われることが望まれる。また、日本医師会認定産業医倫理綱領の改訂が行われた。これは1988年から改訂されておらず、現状にそぐわない部分があったためである。そして、肝心の産業医組織化の内容であるが、産業医のスキルアップ、産業医への情報提供、相談対応、事業場斡旋、活動支援などの事業が必要であるとの結論に至った。このうち、活動支援では、産業医斡旋業者とのモデル事業が進行中であるが、事業すべてに渡って具体的な内容は今後の委員会で検討していく予定である。委員会での検討結果は、令和元年10月２日の中間答申を経て、令和２年５月15日に答申が行われた。

この答申に基づき、産業医の組織化の具体策の一つとして、令和２年５月31日（日）に全国医師会産業医部会連絡協議会が開催された。新型コロナウイルスの影響で、日本医師会小講堂とつないだテレビ会議となった。主催は日本医師会と日本産業衛生学会の２団体、後援は厚生労働省、労働者健康安全機構、産業医科大学、産業医学振興財団、中央労働災害防止協会の５団体で、都道府県産業保健担当理事や各地の産業保健関係者290名が参加した（詳しくは本誌９月号に掲載）。今後この連絡協議会は年１回行われる予定であるが、産業医組織化の軸となる会として発展することが望まれる。

なお、答申の詳細は、http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200527_5.pdfを参照いただきたい。

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。